

海岸法

1. 案内情報

- 手続名 : 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認
手続根拠 : 海岸法第13条第1項
手続対象者 : 海岸保全区域内において海岸保全施設に関する工事を施行しようとする海岸管理者以外の者
提出時期 : 海岸保全施設に関する工事を施行しようとするとき
提出方法 : 承認申請書を作成し、添付図書を添付のうえ、当該海岸保全区域を管理する海岸管理者へ提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 海岸法第13条第1項に規定する「海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画」に関する図書等・1部
・ 工事を施行する区域を記載した図書
・ 工事の設計書
・ 工事の着手及び完成の時期を記載した書面
・ 工事に要する費用等に関する計画書 等
(注)添付書類の詳細については、当該海岸保全区域を管理する海岸管理者にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 承認申請書
記載要領・記載例 : 提出先となる海岸管理者所属部署にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
当該海岸保全区域を管理する海岸管理者（都道府県知事、市町村長、港湾管理者の長）
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海岸法第14条
標準処理期間 : おおむね1ヶ月
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)